

札幌市食品衛生管理認証制度運営要領

衛生管理ネットワーク協議会

平成16年4月1日制定
平成17年3月1日改正
平成18年3月22日改正
平成20年4月1日改正
平成21年6月1日改正
平成21年11月1日改正
平成22年4月1日改正
平成24年4月1日改正
平成24年12月1日改正
平成25年3月28日改正
平成26年4月23日改正
平成26年11月26日改正
平成27年3月30日改正
平成28年3月31日改正
平成29年2月1日改正
令和6年6月28日改正

(目的)

第1条 この要領は、札幌市食品衛生管理認証制度実施要綱（平成16年3月10日札幌市保健福祉局長決裁。以下「要綱」という。）第28条の規定に基づき、認証制度の運営に関して必要な事項を定め、認証制度を適正かつ円滑に運営することにより、札幌市内で製造、加工、調理、提供される食品の安全確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領で使用する用語は、要綱の定めるところによる。

(認証審査会)

第3条 衛生管理ネットワーク協議会は、認証審査会を招集する。
なお、認証審査会は認証の有効期間に差し支えない期間で、定期的を開催することとする。

(会議)

第4条 衛生管理ネットワーク協議会は、認証制度を適正かつ円滑に運営するため、必要な会議を開催することができる。

(認証基準)

第5条 認証の基準は、要綱に定めるところによる。

(認証対象及び単位)

第6条 認証の対象は、要綱に定めるところによるほか、本部認証においては、以下の各号に掲げる要件を満たす施設とする。

- (1) 本部は、札幌市内又はその近郊に所在すること
 - (2) 本部による統括管理を受ける施設は、札幌市内に所在すること
- 2 認証の単位は、食品衛生法及び関係法令による営業許可及び届出等の施設単位とすることを原則とする。

(説明会)

第7条 衛生管理ネットワーク協議会は、必要に応じ、認証制度及び評価制度に係る説明会を開催することができる。

(認証の手順)

第8条 申請書の受付の手順は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 認証を受けようとする営業者は、必要書類及び手数料を添えて札幌市食品衛生管理認証申請書（様式1-1。本部認証の場合は様式1-2）（以下「認証申請書」という。）を事務局に提出しなければならない。また、認証の有効期間満了後も継続して認証を受けようとするとき（以下「継続申請」という。）も同様とする。
 - (2) 継続申請する営業者は、原則、有効期間満了の2か月前までに必要書類及び手数料を添えて認証申請書を事務局へ提出しなければならない。ただし、事務局が認める場合はこの限りではない。
 - (3) 事務局は、認証申請書の受付を行うとともに申請受付簿兼施設台帳（様式2）を整備する。
- 2 点検評価の対象施設及び評価法人の選定の手順は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 事務局は、登録法人から、点検評価を行う登録法人（以下「評価法人」という。）を選定する。
 - (2) 本部認証における点検評価の対象施設は、本部管理の対象となる施設から、別表1の施設数を事務局が抽出して選定する。なお、申請者が自己点検した施設については、点検評価の対象施設に含めることとする。
 - (3) 本部認証において、申請者が自己点検した施設及び本部の点検評価は、同一の登録法人を指定することとし、その他の施設の点検評価については、複数の登録法人に分担させることができる。
 - (4) 点検評価において、札幌市は、監査的な立場から関与できるものとし、営業者、評価法人は、これに協力するものとする。
- 3 衛生管理状況の点検評価の手順は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 評価法人は、身分証明証を携帯して、札幌市食品衛生管理認証制度評価調書を用いて、認証を申請した施設等の点検評価を行う。
 - (2) 評価法人は、新規申請の場合は衛生管理点検報告書（新規申請用）（様式3-1）、継続申請の場合は衛生管理点検報告書（継続申請用）（様式3-2）に別表2に示す必要な書類を添付した一式（以下「点検報告書」という。）を事務局に提出しなければならない。
- 4 認証審査会における審査の手順は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 認証審査会に付議された場合、認証審査会は点検報告書をもとに認証基準に適合するかどうか審査を行い、認証の可否を決定する。また、評価法人は認証審査会において、説明に使用するスライド、写真等の資料を提供するよう努めることとする。

- (2) 本部認証においては、原則として、本部及び申請者が自己点検した施設の点検評価結果について、担当した評価法人が説明を担当することとし、必要に応じて、その他の施設の点検評価結果についても、担当した評価法人による説明を加えるものとする。
- 5 認証審査会が前項の審査において認証することを決定したときは、衛生管理ネットワーク協議会は、申請受付簿兼施設台帳を整備し、申請した営業者に認証書（基本段階の場合は様式4-1、高度段階の場合は様式4-2、本部認証における基本段階の場合は様式4-3、本部認証における高度段階の場合は様式4-4）を交付するとともに、認証した施設名等（本部認証の場合は認証した本部名及び本部による統括管理の対象となる施設名等）を公表する。
- ただし、営業者が公表を希望しない場合は、公表してはならない。
- 6 認証後の定期点検の手順は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 認証を受けた営業者の点検評価を行った評価法人は、認証した施設における衛生管理状況を、認証書を交付した日から有効期間満了までの間（1年6カ月後を原則とする。）に点検し、衛生管理点検報告書（定期点検用）（様式3-3）を事務局に提出しなければならない。
- (2) 本部認証において、定期点検を行う対象施設は、本部管理の対象となる施設から別表1の既定数を事務局が抽出して選定する。なお、定期点検を担当する法人は、複数の法人に分担させることができる。
- 7 認証の取消しの手順は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 認証を受けた営業者の点検評価を行った評価法人は、認証した施設における衛生管理が認証基準に達していないと認められたときは、期限を定めて改善を指導し、期限到来後においてもなお改善されないときは、事務局に報告しなければならない。
- (2) 事務局が前号の報告を受けたときは、衛生管理ネットワーク協議会は認証審査会を招集しなければならない。認証審査会は、評価法人の報告をもとに、認証の取消しの可否を決定する。
- なお、この場合、認証を受けた営業者が希望するときは、認証審査会に出席させ、弁明の機会を与えなければならない。
- (3) 認証審査会において、認証の取消しを決定したときは、衛生管理ネットワーク協議会は、営業者に対して認証書の返還を求めるとともに申請受付簿兼施設台帳を整備し、認証を取り消した旨を公表する。

（認証の有効期間）

第9条 認証の有効期間は、認証を受けた日から3年間とする。

（諸手続）

第10条 申請事項の変更の手続きは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 認証を受けた営業者は、次の各号に掲げる事項を変更したときは、速やかに申請事項変更届（様式5-1）を事務局に提出しなければならない。
- ア 施設の名称
- イ 営業者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）
- ウ 本部認証においては、本部による統括管理の対象となる施設

- (2) 食品衛生法第56条第1項及び第57条2項の規定により認証を受けた営業者の地位の承継を受けた者が認証の地位を承継する場合は、速やかに認証承継届（様式5－2）を事務局に提出しなければならない。
- (3) 前2号の届出を受理した事務局は、申請受付簿兼施設台帳を整備するとともに認証書を書換えた場合は、書換えた認証書を営業者に交付する。
- 2 施設の廃止又は認証の辞退届の手続きは、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 認証を受けた営業者は、認証を受けた施設（本部認証においては、統括管理の対象となる全ての施設）を廃止し、又は認証を辞退するときは、認証書を添えて廃止・辞退届（様式6）を事務局に提出しなければならない。
 - (2) 本部認証において、本部による統括管理体制を廃止した場合も、同様とする。
 - (3) 届出を受けた事務局は、申請受付簿兼施設台帳を整備する。
- 3 認証を受けた営業者は、認証書を汚損し、又はき損し、若しくは紛失したときは、手数料を添えて再交付申請書（様式7）により認証書の再交付を事務局に申請することができる。

（特例認証）

- 第11条 要綱第20条に基づく認証の特例（以下「特例認証」という。）に係る認証手順は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 特例認証を受けようとする営業者は、札幌市食品衛生管理認証申請書（特例認証用）（様式1－3）を事務局に提出するものとする。また、特例認証を継続しようとする場合もまた同様とする。
なお、認証書の交付を希望する場合は、申請時に手数料を添えることとする。
 - (2) 特例認証の範囲は、道HACCP認証の認証等の範囲とする。
 - (3) 事務局は、認証申請書の受付を行うとともに、申請受付簿兼施設台帳を整備する。また、認証書の交付を希望する営業者に認証書（様式4－2）を交付する。
- 2 特例認証による認証の段階は、高度段階（プレミアムステージ）とする。
 - 3 営業者が施設名の公表を希望する場合、認証した施設名等を公表する。
 - 4 特例認証の有効期間は、第9条の規定に関わらず、道HACCP認証の有効期間とする。

（手数料）

- 第12条 認証に係る手数料は、別表3のとおりとする。

（食品安全管理ネットワークへの登録手続）

- 第13条 衛生管理ネットワーク協議会又は協賛ネットワークへの登録手続は、次の各号に掲げるところによる。なお、衛生管理ネットワーク協議会については、必要に応じて、協賛ネットワークについては、随時、申請を受け付けるものとする。

- (1) 衛生管理ネットワーク協議会又は協賛ネットワークに新たに登録しようとする者は、食品安全管理ネットワーク登録申請書（様式8）に別表4に示す書類を添付して事務局に提出しなければならない。
- (2) 衛生管理ネットワーク協議会は、前号の登録申請をした者が要綱第16条に規定された各資格要件を満たすものであると認めたときは、申請者にその年度分の登録料を納入させるとともに、衛生管理ネットワーク協議会登録台帳（様式9-1）又は協賛ネットワーク登録台帳（様式9-2）に登載し、食品安全管理ネットワーク登録票（衛生管理ネットワーク協議会の場合は様式10-1、協賛ネットワークの場合は様式10-2）を申請者へ交付する。
なお、要綱第16条第2号ウ及び要綱第16条第3号イに規定された資格要件について、会社設立から2年以上が経過していることを判断基準の一つとする。
- (3) 衛生管理ネットワーク協議会又は協賛ネットワークに登録した者であって、翌年度も継続して登録しようとする者は、登録料及び別表4に示す書類を事務局に提出しなければならない。
- (4) 衛生管理ネットワーク協議会は、前号の提出があったときは、翌年度の食品安全管理ネットワーク登録票を申請者へ交付する。
- (5) 衛生管理ネットワーク協議会又は協賛ネットワークへの登録料は、別表5のとおりとする。

（事務局の業務）

第14条 事務局の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 説明会の開催、認証申請書の受付、認証書の交付など認証に関する業務を行う。
- (2) 認証審査会等の会議の開催に必要な資料の準備、議事録の作成等の業務を行う。
- (3) 認証の説明会に併せて、北海道HACCP自主管理認証制度（以下「道HACCP認証」）に関する説明及び申請窓口の案内等の業務を行う。
- (4) 札幌市食品衛生管理認証制度の運営状況について、定期的に札幌市へ報告する。
- (5) その他、ホームページの開設、刊行物の発行など、認証制度の運営に必要な業務を行う。

（登録法人の業務）

第15条 登録法人の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 説明会の説明員の派遣、衛生管理状況の点検など認証に関する業務を行う。
- (2) 認証又は道HACCP認証を受けようとする営業者に対して、衛生管理について必要な助言を行う。
- (3) 認証審査会など認証制度の運営に必要な会議に出席する。
- (4) 研修会の開催など衛生管理に関する調査研究を行うことにより、衛生管理ネットワーク協議会の登録法人の指導技術の向上、指導内容の充実を図る。
- (5) その他、認証制度の運営に関し必要な業務を行う。

(協賛ネットワークの業務)

第16条 協賛ネットワークの業務は、次の各号に掲げる例のとおり、登録した者の事業活動を通じ、認証制度及び道HACCP認証制度へ協力する業務とする。

- (1) 洗浄消毒剤や設備機器類などの製品情報、危機管理に関する情報、食品の試験検査や各種サービス情報、損害保険に関する情報など、広範な情報を提供する。
- (2) 洗浄消毒剤、各種温度計、ATP測定器などの衛生管理資材や冷蔵庫、加熱調理器具などの調理機器類の販売、損害保険の加入契約、食品の試験検査・検便の実施契約、HACCP対応施設の設計施工などを通じて、食品取扱施設における衛生管理の向上を支援する。
- (3) HACCP研修会、危機管理講習会、調理技術講習会などを開催し、食品衛生責任者など衛生管理リーダーの指導能力や危機管理能力、従業員の技術向上を支援する。
- (4) 認証又は道HACCP認証を受けた営業者、施設又は製品等の市民及び観光客への広報などを通じて、認証制度及び道HACCP認証の普及を支援する。
- (5) その他、認証制度及び道HACCP認証の付加価値を高める業務を行う。

(脱退及び除名)

第17条 衛生管理ネットワーク協議会又は協賛ネットワークからの脱退又は除名については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 衛生管理ネットワーク協議会の登録法人又は協賛ネットワークに登録した者が、その登録の有効期間中に衛生管理ネットワーク協議会又は協賛ネットワークから脱退するときは、食品安全管理ネットワーク登録票を添えて食品安全管理ネットワーク脱退届（様式11）を事務局に提出しなければならない。
- (2) 衛生管理ネットワーク協議会の登録法人又は協賛ネットワークに登録した者が衛生管理ネットワーク協議会又は協賛ネットワークへの登録要件に適合しなくなった場合であって自ら脱退届を提出しないときは、衛生管理ネットワーク協議会は別に定めるところにより、衛生管理ネットワーク協議会又は協賛ネットワークから除名することができる。
- (3) 衛生管理ネットワーク協議会は、登録法人又は協賛ネットワークに登録した者が脱退し、又は登録した者を除名した場合は、食品安全管理ネットワーク登録票の返還を求めるとともに、衛生管理ネットワーク協議会登録台帳又は協賛ネットワーク登録台帳を整備する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月25日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に認定を受けた営業者が継続して認定を受けようとするときの申請の単位については、第5条第5項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

別表 1（第 8 条第 2 項第 2 号及び第 6 項第 2 号関係）

本部管理施設数	点検施設数 (新規申請)	点検施設数 (定期点検)	点検施設数 (継続点検)
2～5 施設	2 施設	1 施設	1 施設
6～20 施設	3 施設	2 施設	2 施設
21～50 施設	4 施設	3 施設	3 施設
51 施設以上	5 施設	3 施設	3 施設

（注 1） 点検評価の対象施設は、極力所在地や規模等に隔たりがないよう選定すること。

（注 2） 継続申請にあっては、過去の点検実績等も考慮すること。

別表 2（第 8 条第 3 項第 2 号関係）

添付書類	新規申請・再申請	継続申請
札幌市食品衛生管理認証制度衛生管理点検表 (営業者の自己点検及び評価法人による採点を行ったもの)	○	○
メニューリスト (対象品目)	○ (注 1)	× (注 2)
危害要因分析表 (代表的なメニューを抽出)	○ (注 1)	× (注 2)
重要管理点整理表 (管理基準、モニタリング方法等)	○ (注 1)	× (注 2)
施設概要	○ (注 1)	× (注 2)
施設図面	○	× (注 2)

（注 1） 本部認証において、各施設で共通の場合は、自己点検を実施した施設の登録法人のみ提出する。

（注 2） 継続申請の場合で前回認証時から変更がない場合、（注 1）の書類は、前回認証時に提出された書類を認証審査会で使用する。

別表 3（第12条関係）

手数料の種類		手数料（税込）	
		新規申請・再申請	継続申請
認証申請手数料		62,300円	54,000円
認証申請 手数料 （本部認 証）	～5	83,000円	61,000円
	6～20	113,000円	91,000円
	21～50	143,000円	120,000円
	51以上	159,000円	120,000円
認証書交付申請手数料（特例認証）		1,000円	
※認証書の交付を希望しない場合は無料			
認証書再交付申請手数料		1,000円	

（注1） 申請手数料については、申請を取下げし、認証を辞退した場合であっても返還しない。

（注2） 認証施設が営業許可を廃止し、廃止後1年以内に、同一事業者が同一事業内容を継続することを条件に、札幌市内において移転若しくは同一施設における施設改修により新規に営業許可を取得し、新規に認証の申請を行う場合、手数料は継続申請の額とする。

別表 4（第13条第 1 項第 1 号及び第 3 号関係）

区分	提出書類等	新規登録	継続登録
衛生管理 ネットワーク 協議会	定款（要綱第16条第 2 号アの証明として）	○	
	H A C C P 講習会の受講修了証（担当者分） （要綱第16条第 2 号イの証明として）	○	
	履歴事項全部証明書 （要綱第16条第 2 号ウの証明として）	○	
	秘密保持に関する誓約書(様式12)（担当者分）	○	○
	過去 1 年の食品衛生管理に係る事業活動報告書（様式13）	○	○
協賛 ネットワーク	定款（要綱第16条第 3 号アの証明として）	○	
	履歴事項全部証明書 （要綱第16条第 3 号イの証明として）	○	
	事業概要（商品概要、販売実績など）	○	

別表 5（第13条第 5 号関係）

食品安全管理ネットワークの区分	1 年分の登録料
衛生管理ネットワーク協議会	60,000円
協賛ネットワーク	60,000円

（注） 食品安全管理ネットワークから脱退し、または除名された場合であつても納入した登録料は返還しない。

様式 1 - 1

札幌市食品衛生管理認証申請書			
衛生管理ネットワーク協議会 様			年 月 日
申請者 住 所 氏 名 (法人の場合は、その名称、事務所所在地及び代表者氏名) 電話番号			
札幌市食品衛生管理認証制度の認証を受けたいので、次のとおり申請します。			
施設の名称			
施設の所在地	(電話番号)		
申請段階	☐ 基本段階 (ベーシックステージ) ☐ 高度段階 (プレミアムステージ)		
添付書類	☐ 営業許可証等の写し※ ☐ 施設の平面図 (設備器具の配置図を含む) ※ ☐ 申請者が評価した札幌市食品衛生管理認証制度評価調書 ☐ 製品説明書 (メニューリスト) ※ ☐ 危害要因リスト※ ☐ 重要管理点 (CCP) 整理表※ ※ 継続申請時は前回申請から変更がある場合のみ添付		
認証時の施設名等の公表	☐ 希望する ☐ 希望しない		
申請の区分	☐ 新規		
	☐ 継続・移転等	前回の認証書	第 号 年 月 日
	☐ 再申請	前回の審査	年 月 日 段階
申請手数料	☐ 新規	件	手数料 受付印
	☐ 継続・移転等	件	手数料
	☐ 再申請	件	手数料

様式 1 - 2

札幌市食品衛生管理認証申請書（本部認証用）				
衛生管理ネットワーク協議会 様				年 月 日
申請者 住 所 氏 名 （法人の場合は、その名称、事務所所在地及び代表者氏名） 電話番号				
札幌市食品衛生管理認証制度の本部認証を受けたいので、次のとおり申請します。				
本部の名称				
本部の所在地	（電話番号 ）			
自己点検した施設の名称				
自己点検した施設の所在地	（電話番号 ）			
申請段階	☐ 基本段階（ベーシックステージ） ☐ 高度段階（プレミアムステージ）			
添付書類	☐ 本部管理対象施設一覧 ☐ 営業許可証等の写し※2 ☐ 施設の平面図（設備器具の配置図を含む）※1、※2 ☐ 申請者が評価した札幌市食品衛生管理認証制度評価調書※1 ☐ 製品説明書（メニューリスト）※2 ☐ 危害要因リスト※2 ☐ 重要管理点（CCP）整理表※2 ※1 自己点検した施設について添付 ※2 継続申請時は前回申請から変更がある場合のみ添付			
認証時の施設名等の公表	☐ 希望する ☐ 希望しない			
申請の区分	☐ 新規 ☐ 継続・移転等 前回の 認証書 第 号 年 月 日 ☐ 再申請 前回の 審査 年 月 日 段階			
申請手数料	☐ 新規	件	手数料	受付印
	☐ 継続・移転等	件	手数料	
	☐ 再申請	件	手数料	

様式 1 - 3

札幌市食品衛生管理認証申請書（特例認証用） 年 月 日 衛生管理ネットワーク協議会 様 申請者 住 所 氏 名 (法人の場合は、その名称、事務所所在地及び代表者氏名) 電話番号 札幌市食品衛生管理認証制度の特例認証を受けたいので、次のとおり申請します。				
施設の名称				
施設の所在地	(電話番号)			
添付書類	☐ 北海道H A C C P 自主衛生管理認証制度認証書の写し			
施設名等の公表	☐ 希望する ☐ 希望しない			
認証書の交付	☐ 希望する（交付申請手数料が必要です。） ☐ 希望しない			
申請の区分	☐ 新規			
	☐ 継続	前回の認証 書	第 号 年 月 日	
申請手数料	☐ 認証書交付	件	手数料	受付印

様式2

申請受付簿兼施設台帳

受付		認証	
番号	年月日	番号	年月日

～

営業者		施設※		認証の区分
氏名	住所	名称	所在地	

～

認証段階	本部認証の 管理施設数	公表の可否	備考

※本部認証にあつては、本部の名称及び所在地

様式 3 - 1

衛生管理点検報告書（新規申請用）					年 月 日
衛生管理ネットワーク協議会 様					
評価法人名称 担当者氏名 電話番号					
札幌市食品衛生管理認証申請施設の衛生管理状況を点検したので、次のとおり報告します。					
施設の名称					
施設の所在地	(電話番号)				
申請書	受付番号		年月日	年 月 日	
申請段階	☐ 基本段階（ベーシックステージ） ☐ 高度段階（プレミアムステージ）				
点検年月日	年 月 日				
施設の立会者					
点検結果	別添資料のとおり（添付資料には作成年月日を明記すること） ① 営業許可証等の写し ② 施設の平面図 ③ 対象とする食品の概要（製品説明書またはメニュー） ④ 危害要因リスト ⑤ CCP整理表（管理基準及びモニタリング方法） ⑥ 評価法人が評価した札幌市食品衛生管理認証制度評価調書				
意見	☐ 認証するのが適当と認めます。 （認証段階： ☐ 基本 ☐ 高度） ☐ 認証基準には達していません。				
事務局記載欄	認証審査会	年 月 日			
	審査の結果	☐ 認証する。 ☐ 認証しない。			

様式 3 - 2

衛生管理点検報告書（継続申請用）			
衛生管理ネットワーク協議会 様			年 月 日
評価法人名称 担当者氏名 電話番号			
札幌市食品衛生管理認証申請施設の衛生管理状況を点検したので、次のとおり報告します。			
施設の名称			
施設の所在地	(電話番号)		
申請書	受付番号	年月日	年 月 日
申請段階	☐ 基本段階（ベーシックステージ） ☐ 高度段階（プレミアムステージ）		
点検年月日	年 月 日		
施設の立会者			
点検結果	別添資料のとおり（添付資料には作成年月日を明記すること） ① 施設の概要 ② 施設の平面図 ③ 対象とする食品の概要（製品説明書またはメニュー） ④ 危害要因リスト ⑤ CCP 整理表（管理基準及びモニタリング方法） ⑥ 評価法人が評価した札幌市食品衛生管理認証制度評価調書 ※前回申請時から変更があるもののみ添付		
意見	☐ 認証するのが適当と認めます。 （認証段階： ☐ 基本 ☐ 高度） ☐ 認証基準には達していません。		
事務局記載欄	認証審査会	年 月 日	
	審査の結果	☐ 認証する。 ☐ 認証しない。	

様式 3 - 3

衛生管理点検報告書（定期点検用）			
衛生管理ネットワーク協議会 様			年 月 日
評価法人名称 担当者氏名 電話番号			
札幌市食品衛生管理認証申請施設の衛生管理状況を点検したので、次のとおり報告します。			
施設の名称			
施設の所在地	(電話番号)		
申請書	受付番号	年月日	年 月 日
申請段階	☐ 基本段階（ベーシックステージ） ☐ 高度段階（プレミアムステージ）		
点検年月日	年 月 日		
施設の立会者			
点検結果	別添資料のとおり（添付資料には作成年月日を明記すること） ① 施設の概要 ② 施設の平面図 ③ 対象とする食品の概要（製品説明書またはメニュー） ④ 危害要因リスト ⑤ C C P 整理表（管理基準及びモニタリング方法） ⑥ 評価法人が評価した札幌市食品衛生管理認証制度評価調書		
意見	☐ 認証するのが適当と認めます。 （認証段階： ☐ 基本 ☐ 高度） ☐ 認証基準には達しておりません （期限を定めて改善を指導）。		

様式 4－1

第 号

札幌市食品衛生管理認証制度

認 証 書

下記の施設における衛生管理は、札幌市食品衛生管理認証制度における基本段階（ベーシックステージ）の基準に適合していることを認証します。

記

施設 の 名 称
施設 の 所 在 地
認 証 の 対 象
営 業 者 氏 名
有 効 期 間

年 月 日

札幌市食品衛生管理認証制度
衛生管理ネットワーク協議会 印
(事務局：一般社団法人札幌市食品衛生協会)

評価法人

様式 4－2

第 号

札幌市食品衛生管理認証制度

認 証 書

下記の施設における衛生管理は、札幌市食品衛生管理認証制度における高度段階（プレミアムステージ）の基準に適合していることを認証します。

記

施設等の名称

施設等の所在地

認証の対象

営業者氏名

有効期間

年 月 日

札幌市食品衛生管理認証制度
衛生管理ネットワーク協議会

印

（事務局：一般社団法人札幌市食品衛生協会）

評価法人

様式4－3

第 号

札幌市食品衛生管理認証制度
(本部認証)

認 証 書

下記の本部が統括管理する各施設に係る衛生管理体制は、札幌市食品衛生管理認証制度における基本段階（ベーシックステージ）の基準に適合していることを認証します。

記

本部の名称
本部の所在地
認証の対象
営業者氏名
有効期間

年 月 日

札幌市食品衛生管理認証制度
衛生管理ネットワーク協議会 印
(事務局：一般社団法人札幌市食品衛生協会)

評価法人

様式 4－4

第 号

札幌市食品衛生管理認証制度
(本部認証)

認 証 書

下記の本部が統括管理する各施設に係る衛生管理体制は、札幌市食品衛生管理認証制度における高度段階（プレミアムステージ）の基準に適合していることを認証します。

記

本部の名称

本部の所在地

認証の対象

営業者氏名

有効期間

年 月 日

札幌市食品衛生管理認証制度
衛生管理ネットワーク協議会 印
(事務局：一般社団法人札幌市食品衛生協会)

評価法人

様式 5 - 1

申請事項変更届		年 月 日
衛生管理ネットワーク協議会 様		
届出者 住 所 氏 名 (法人の場合は、その名称、事務所所在地及び代表者氏名) 電話番号		
札幌市食品衛生管理認証制度の申請事項について、次のとおり変更したので届け出ます。		
施設等の名称	(本部認証にあっては、本部の名称を記入すること)	
施設等の所在地	(本部認証にあっては、本部の所在地を記入すること) (電話番号)	
認証書	年度第 号 年 月 日	
変更年月日	年 月 日	
変更事項	変更前	
	変更後	
注 認証書の記載事項（施設等の名称、営業者の氏名、法人にあってはその名称）を変更した場合は、認証書を添付してください。		受付印
備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた他の様式を使用することができる。		

様式 5 - 2

認証承継届 年 月 日 衛生管理ネットワーク協議会 様 届出者 住 所 氏 名 (法人の場合は、その名称、事務所所在地及び代表者氏名) 電話番号 札幌市食品衛生管理認証制度の認証の地位を承継したので届け出ます。	
施設等の名称	(本部認証にあつては、本部の名称を記入すること)
施設等の所在地	(本部認証にあつては、本部の所在地を記入すること) (電話番号)
認証書	年度第 号 年 月 日
承継年月日	年 月 日
添付書類	☐ 営業許可証等の写し※2 ☐ 認証書 ☐ 本部管理対象施設一覧 (本部認証の場合のみ)
衛生管理方法の変更	☐ あり (変更内容は別添のとおり) ☐ なし
受付印	
備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた他の様式を使用することができる。	

様式 6

廃止・辞退届 年 月 日 衛生管理ネットワーク協議会 様 届出者 住 所 氏 名 (法人の場合は、その名称、事務所所在地及び代表者氏名) 電話番号 札幌市食品衛生管理認証制度の（認証を受けた施設を廃止した・認証を辞退する）ので、次のとおり届け出ます。	
施設等の名称	(本部認証にあつては、本部の名称を記入すること)
施設等の所在地	(本部認証にあつては、本部の所在地を記入すること)
認証書	年度第 号 年 月 日
廃止・辞退の年月日	年 月 日
廃止または辞退の理由	
注 認証書を添付してください。	受付印
備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた他の様式を使用することができる。	

様式 7

再交付申請書				
衛生管理ネットワーク協議会 様				
申請者 住 所 氏 名 (法人の場合は、その名称、事務所所在地及び代表者氏名) 電話番号				
札幌市食品衛生管理認証制度の認証書を（汚損・き損・紛失）したので、次のとおり再交付を申請します。				
施設等の名称	(本部認証にあっては、本部の名称を記入すること)			
施設等の所在地	(本部認証にあっては、本部の所在地を記入すること)			
認証書	年度第 号 年 月 日			
区分	☐ 汚損・き損 ☐ 紛失 ※汚損・き損の場合は、認証書を添付してください。			
汚損、き損又は紛失の年月日	年 月 日			
汚損、き損又は紛失の理由				
申請手数料	☐ 認証書再交付	件	手数料	受付印
備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた他の様式を使用することができる。				

様式 8

食の安全管理ネットワーク登録申請書		
		年 月 日
衛生管理ネットワーク協議会 様		
申請法人 事務所所在地 名称 代表者氏名 電話番号		
札幌市食品衛生管理認証制度の食の安全管理ネットワークに登録したいので、次のとおり申請します。		
登録の区分	☐ 衛生管理ネットワーク協議会 ☐ 協賛ネットワーク	
主な事業内容	1	
	2	
	3	
支援事業（協賛ネットワーク）	1	
	2	
	3	
ホームページのURL	札幌市及び事務局ホームページへのリンク ☐ 希望する ☐ 希望しない	
E-mailアドレス		
備考		受付印
備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた他の様式を使用することができる。		

様式 9 - 1

衛生管理ネットワーク協議会登録台帳

受付年 月日	登録		法人			
	番号	年月日	名称	事務所 所在地	電話番号	FAX番号

～	申請書			発送 年月日	入金 年月日	講習会修了者
	定款	修了証	履歴 事項			

～	ロゴマーク使用	担当者

様式 9 - 2

協賛ネットワーク登録台帳

受付 年月日	登録		法人			
	番号	年月日	名称	事務所 所在地	電話番号	FAX番号

～	申請書		発送 年月日	入金 年月日	ホームページ のリンク希望
	定款	履歴 事項			

～	備考

様式10－1

年度 第 号

札幌市食品衛生管理認証制度
食品安全管理ネットワーク
《衛生管理ネットワーク協議会》
登 録 票

札幌市食品衛生管理認証制度の食品安全管理ネットワーク
における衛生管理ネットワーク協議会に登録していることを
証します。

名 称

所 在 地

有効期間

年 月 日

札幌市食品衛生管理認証制度
衛生管理ネットワーク協議会

(事務局：一般社団法人札幌市食品衛生協会)

様式10－2

年度 第 号

札幌市食品衛生管理認証制度
食品安全管理ネットワーク
《協賛ネットワーク》
登 録 票

札幌市食品衛生管理認証制度の食品安全管理ネットワーク
における協賛ネットワークに登録していることを証します。

名 称
所 在 地
有効期間

年 月 日

札幌市食品衛生管理認証制度
衛生管理ネットワーク協議会
(事務局：一般社団法人札幌市食品衛生協会)

様式11

食品安全管理ネットワーク脱退届	
年 月 日	
衛生管理ネットワーク協議会 様	
申請法人 事務所所在地 名称 代表者氏名	
札幌市食品衛生管理認証制度の食品安全管理ネットワークから脱退したいので、次のとおり届け出ます。	
脱退の区分	☐ 衛生管理ネットワーク協議会 ☐ 協賛ネットワーク
登録票	年度第 号 年 月 日
脱退年月日	年 月 日
脱退の理由	
備考	
注 食品安全管理ネットワーク登録票を添付してください。	受付印
備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた他の様式を使用することができる。	

様式12

札幌市食品衛生管理認証制度
衛生管理ネットワーク協議会
代表 様

秘密保持に関する誓約書

私は、札幌市食品衛生管理認証制度における認証に係る業務、すなわち、食品営業施設の指導、点検、認証審査会における審議等において知り得た秘密について一切第三者に漏らさないことを誓います。

年 月 日

法人の所在地

法人の名称

本人の氏名 印
(記名押印又は署名)

様式13

食品衛生管理に係る事業活動報告書 年 月 日 衛生管理ネットワーク協議会 様			
申請法人 事務所所在地 名称 代表者氏名			
標記の件について、 年 月 日より 年 月 日までの活動状況について、報告いたします。			
事業活動の内容	札幌市食品衛生管理認証制度以外における食品衛生管理の指導に係る事業活動について記載 実績：取引企業名、取引期間、取引内容 相談料：内容、単価 受講講習会：名称、回数、内容、人数 開催講習会：名称、回数、内容、人数 等		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; height: 60px;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: middle;"> 受付印 </td> </tr> </table>			受付印
	受付印		
備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた他の様式を使用することができる。			